



保健福祉課からののお知らせ

■ ご存知ですか「第三者行為」

交通事故やケンカ、他人の飼い犬に咬まれたなど、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険を使うことができます。ただし、その場合には『第三者行為による傷病届』の提出が必要です。

◎ 治療後はとりあえず事故の状況をお電話などでお知らせいただくか、後日できるだけ早く「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

◎ 自損事故は第三者行為にはなりません。給付を受けるには「自損による事故届出」が必要となっています。自損事故を起こした場合も、国民健康保険の担当まで早急にお知らせください。

なお、無免許運転、飲酒運転などによる事故の場合、絶対的給付制限がかかりますので、国民健康保険は使えません。全額自分で支払うこととなります。



【第三者行為とは】

最も多いのが交通事故になります。その他では、他人の飼い犬に咬まれた場合や、傷害事件にあった場合などが考えられます。なお、ペット保険などにはオプションで損害賠償保険なども加入できるものがあるようですので犬を飼われている方は検討してみてもいいかもしれませんね。

【医療費は加害者負担となります】

第三者行為により病院にかかった場合は、医療に係る分は原則として加害者がその医療費を負担しなければなりません。過失割合があればその割合相当となります。

【国民健康保険を使う場合】

国民健康保険を使う場合には、医療費を国民健康保険が立て替えることとなります。かかった医療費のうち、加害者が負担すべき分は、原則錦江町が加害者に請求することとなります。

第三者行為については、国民健康保険ばかりでなく後期高齢者医療制度、介護保険制度にもそれぞれ規定されております。

第三者行為に関するお問い合わせは本庁保健福祉課・支所住民生活課の各制度の担当にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 本庁 国民健康保険・後期高齢者医療 TEL 22-3041
介護保険 TEL 0994-22-3043
支所 住民生活課 TEL 0994-25-2511



教育委員会からののお知らせ

本庁 生涯学習チーム

TEL 0994-22-0517

■ 町制施行 10 周年記念事業 第 10 回町民体育大会

期日：10月12日（日）

会場：町総合運動公園（陸上競技場）

今年は、町制施行 10 周年を記念して、聖火リレー、町民総踊り、そして、綱引き鹿児島代表チームを招待しての綱引きドリームマッチを計画しています。

また、どなたでもご参加いただける、下記種目への出場者もただいま募集中です！

★ 輪っかで回れ（定番種目！気の合う仲間と出場！）

・ 1 チーム 4 名（年齢性別不問・職場団体 OK）金輪を棒で回し 50m ずつリレーする。

★ 自治会対抗リレー（チームワークの良い自治会はどこだ！）

・ 小学生 2 名・中学生 2 名・39 歳以下男女・40 歳以上男女・100 m×8 名

※申込み期限は 10 月 3 日（金）まで、詳細な種目内容や申込みについては生涯学習チームまでお問い合わせください。